

## **木の葉モール橋本「このはキッズクラブ」 会員規約**

### 第1条 目的

「このはキッズクラブ」（以下「本クラブ」といいます。）は、木の葉モール橋本（以下「本モール」といいます。）の運営管理会社である株式会社エフ・ジェイエンターテインメントワークス 木の葉モール橋本管理事務所（以下「管理事務所」といいます。）が運営し、お子さまに役立つ情報のほか、ご家族に対してお買物に役立つ情報、各種サービスを提供することで、本モールの日頃ご愛顧いただいているお子さまとご家族に店舗や地域とのつながりを作り、お子さまの教育に役立つサービスのご提供を目的とします。

### 第2条 会員資格等

1. 本クラブの会員は、0歳以上12歳（小学6年生）以下のお子様であって、親権者又は法定代理人の方（以下「保護者」といいます。）がf-JOYアプリ又はf-JOYクレジットカードの会員である方に限ります。
2. 本クラブが関与するイベントへ参加又は本クラブが提供するサービスをご利用いただいた会員又はその保護者の皆様の様子を撮影した写真や動画を、公式ホームページやSNS、その他告知物で使用する場合がございます。ご入会に際しては、その旨をご理解・ご承諾された上でお申し込みください。

### 第3条 入会方法及び会員証の発行

1. 本クラブへ入会をご希望の方は、本モール1Fインフォメーションカウンターにて、所定の申込書にご記入ご提出の上、お申し込みください。入会手続きが完了した後、同所にて、会員証を発行いたします。
2. 本クラブは、入会手続きが完了した会員お一人に対し、一枚の会員証を発行します。会員証の裏面に、会員の氏名と生年月日をご記入いただき、会員の保護者の責任において、管理していただきます。
3. 会員証は、記名された会員ご本人のみご利用いただけます。ご兄弟等であっても、他人への貸渡、譲渡はできません。
4. 会員証を紛失、破損、判別不能程度の汚損、盗難その他の事由により再発行をご希望の会員は、本モール1Fインフォメーションカウンターにて所定の再発行のお手続きを行ってください。
5. 万が一、他人の会員証を拾得した場合は、速やかに、本モール1Fインフォメーションカウンターまで届け出をお願いいたします。

### 第4条 会員特典

1. 会員は以下の特典を受けることができます。なお、いかなる特典を受ける場合であっても、会員証の提示が必要です。

- 会員証提示特典（館内対象店舗にて受けられる特典）
  - 会員向けイベント情報やお買い得情報をホームページ及び公式 SNS 内で提供
  - 館内イベントでの優先参加（優先案内を実施するイベントのみご案内）
2. 前項以外にも、スタンプカードの発行その他の特典を提供することがあります。その場合においては、本規約とともに、当該サービスの詳細についてご確認ください。

#### 第5条 会費

入会金、年会費等は無料です。ただし、イベントの内容により、別途、参加費などが必要となる場合があります。

#### 第6条 退会及び会員資格の失効

1. 会員が第2条の要件を満たさなくなった場合（例えば、小学校を卒業した場合。）は、当該年の3月末日をもって自動退会となり、会員資格の失効が消滅します。
2. 会員、又は、その保護者の都合により退会される場合は、本モール 1F インフォメーションカウンターよりお手続きください。
3. 退会した場合（第1項に基づき自動退会した場合も含まれます。）、会員資格に付随する一切の権利、サービスその他の特典も消滅するものとします。会員証は、本モール 1F インフォメーションカウンターにて所定の手続きをすることにより、引き続き記念として保管いただけます。

#### 第7条 会員資格の停止・取り消し

1. 会員が下記のいずれかの該当する場合、管理事務所は会員資格の停止又は取り消しを行うことができます。
  - (1) 会員が本規約又は管理事務所が定めるルールに違反した場合
  - (2) 会員が他の会員やスタッフ、施設利用者に対して不適切な言動を行った場合
  - (3) 会員が本クラブの運営に支障をきたす行為を行った場合
  - (4) 会員の行動が他の会員や本クラブのイメージを著しく損なう恐れがあると管理事務所が判断した場合
  - (5) 会員が本クラブの活動に参加する際に安全上の懸念があると管理事務所が判断した場合
  - (6) 他人の会員証の使用その他会員資格に付随する権利、サービス等を不正取得又は不正利用した場合
  - (7) その他、本クラブが会員の継続的な本クラブへの参加に適さないと判断した場合
2. 会員資格の停止に関しては、管理事務所から会員又はその保護者に対し、書面（電子メール等を含みます。）又は口頭にて通知するものとします。
3. 会員資格の停止が行われた場合、管理事務所の判断により一定期間経過後に会員資格を回復することがありますが、再度、第1項各号に該当することが発覚した場合には、ただちに会員資格を取り消します。

4. 会員資格が取り消しとなった場合、同一会員の再入会は認められません。また、事情により、当該会員資格を取り消された者の兄弟姉妹その他関係者の新規入会又は再入会についてもお断りすることがあります。

#### 第8条 規約の変更

1. 管理事務所は本規約を予告なく変更・改定又は本クラブを廃止することができるものとします。
2. 本規約を変更・改定する場合、管理事務所は、変更・改定事項及び予定日を本モール公式ホームページ上に掲載します。
3. 本規約の変更・改定日から2週間以内に退会の申し出がない場合又は変更・改定日後に会員資格に付随する権利又はサービス等の利用をされた場合は、変更・改定内容を承諾したものとみなします。
4. 運営上の都合やその他運営上の支障等により、本クラブのサービス内容の提供を予告なく一時的に中断、変更・改定又は廃止することがあります。
5. 本条による変更、改定、中断、廃止その他いかなる場合であっても、管理事務所は本クラブのサービスの提供に関し、一切の責任を負いません。

#### 第9条 お問い合わせ

本クラブに関するお問い合わせは、本モール 1F インフォメーションカウンターまでおたずねください。

#### 第10条 裁判所

本規約に関する一切の紛争については、調停を含め福岡地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年4月現在